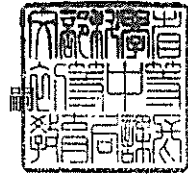


26初特支第35号  
平成27年2月17日

各都道府県教育委員会高等学校教育主管課長  
各都道府県教育委員会特別支援教育主管課長  
各指定都市教育委員会高等学校教育主管課長  
各指定都市教育委員会特別支援教育主管課長 殿  
各都道府県私立学校事務主管課長  
附属高等学校又は中等教育学校  
を置く各国立大学附属学校事務主管課長

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長  
井上 恵



(印影印刷)

平成27年度「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす  
特別支援教育」に関する研究開発実施希望調査について（照会）

文部科学省では、高等学校及び中等教育学校後期課程（以下「高等学校等」という。）における特別支援教育の充実を図るため、平成26年度から「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育」を実施しています。

本事業は、別添1～3に基づき、特別支援教育に関する教育課程等に関する研究開発を実施する高等学校等を研究指定校として指定し、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導や、教科指導等を通じた個々の能力・才能を伸ばす指導を通して、高等学校等における特別支援教育を充実し、障害のある生徒の自立や社会参加の推進を図ります。

については、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対し、各都道府県私立学校事務主管課におかれては、所轄の学校法人に対して、附属高等学校又は中等教育学校を置く各国立大学附属学校事務主管課におかれては、その管下の学校に対して、このことを周知の上、本事業における研究指定校（以下「研究指定校」という。）の指定を希望する学校がある場合には、下記の事項に留意の上、実施希望調書の提出をお願いします。

## 記

### 1. 指定の対象

- (1) 本事業は、現行の小・中学校の通級による指導を、学校教育法施行規則第85条（同規則第108条第2項で準用する場合を含む。）に基づき、高等学校等において教育課程の特例を設けて研究開発を実施するものです。このため、研究指定校は、障害のある生徒の在籍する高等学校等を対象とします。また、研究内容は高等学校学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない教育課程を編成する研究を対象とします。
- (2) 対象となる障害の種別については、小・中学校の通級による指導と同様に、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱及び身体虚弱とします（学校教育法施行規則第140条及び「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」平成25年10月4日付け25文科初第756号文部科学省初等中等教育局長通知を参照）。

### 2 実施希望調書作成に当たっての留意事項

- (1) 実施希望調書は別添4の様式により別添5の記入要領に従い作成願います。
- (2) 教育課程の特例を設けるにあたっては、新しい学習指導要領に基づく教育課程の内容を踏まえるよう願います。
- (3) 実施希望調書は、原則として研究開発を希望する学校ごとに作成することとしますが、同一設置者の下で複数の学校が連携して研究開発を行う場合は、共同で一通の調書を作成し、提出願います。

### 3 実施希望調書の提出について

- (1) 提出期限：平成27年3月13日（金）（必着）
- (2) 提出先：文部科学省初等中等教育局特別支援教育課指導係  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
E-mail:toku-sidou@mext.go.jp  
※封筒に「高校通級実施希望調書在中」と朱書すること。
- (3) 提出方法：郵送及び電子メール  
※電子メールの件名は「都道府県名（国立又は公立、私立）：高校通級希望調書提出」としてください。  
※電子メールに添付するファイルの名称については「都道府県名（国立又は公立、私立）：学校名」（学校が複数の場合は「ほか○校」等と記載）  
※希望調書の様式は各都道府県教育委員会特別支援教育主管課の電子メールアドレスに送付していますので、高等学校教育主管課及び私立学校事務主管課にも転送願います。国立大学法人及び様式の送付が確認できない場合は、恐れ入りますが上記提出先のアドレスまで「高校通

級事業様式希望」と記載のうえ、送信ください。

(4) 提出部数：郵送1部、電子メール1通

(5) その他：実施希望調書の作成費用については、審査結果にかかわらず、申請者の負担とします。

4 事業規模（予算）及び採択件数

事業規模：1件あたり標準額 500万円程度

採択件数：6件程度を予定

5 今後のスケジュール

実施希望調査は、平成27年度の研究開発に係る事務を円滑に行うために、あらかじめ実施希望を把握するものです。平成27年度予算の国会における審議状況によっては、事業内容及びスケジュール等を変更する可能性があること、契約書締結後に事業を開始するものであることに御留意願います。

平成27年3月13日	実施希望調書の提出期限
平成27年3月	企画評価会議の開催
平成27年4月	審査結果の連絡
平成27年5月	実施計画・経費等の修正
平成27年6月以降	研究指定校として指定、委託契約締結

6 本件照会先

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課指導係（桑田、小池、小坂、川西）

電話 03-5253-4111（内線2003）